

## 熊本県より「就農準備研修機関」に認定されました

NPO法人阿蘇エコファーマーズセンターは、平成24年度より実施される「青年就農給付金事業」の「準備型」において、給付金の給付対象となる就農準備研修を実施する研修機関である「就農準備研修機関」に認定されました。したがって、当NPOで研修を受ける研修生（の内、年齢などの個人に係る申請条件を満たす者）は、「青年就農給付金（準備型）」の申請を行うことができます。

「青年就農給付金（準備型）」とは、青年就農人口の増加を目的に平成24年度より国が実施する就農支援事業で、熊本県においては、県が認定した研修機関で研修を受ける者の内、下記のような条件を満たす者に年間150万円の給付金を給付する事業です。

主な要件は、1) 就農予定時の年齢が原則45歳未満であること、2) 独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと、3) 常勤の雇用契約を締結していないこと、等ですが、研修終了後1年以内に独立・自営就農または雇用就農をしない場合、独立・自営就農又は雇用就農を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合、研修を途中で休止・中止した場合、給付対象期間経過後1ヶ月以内に研修状況報告を行わなかった場合（半年ごと）、研修実施状況の現地確認等により適切な研修を行っていないと判断された場合、研修終了後5年間毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヶ月間の就農状況報告を提出しなかった場合、虚偽の申請等を行った場合等は、**給付金の返還を求められます。**